平成２４年（フ）第５６５５号
大阪市東淀川区豊里２丁目18番26号　第１宮原マンション103号、前住所大阪府豊中市豊南町東２丁目７番３号
債務者　花房美奈子（旧姓英）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９０号
大阪府寝屋川市楠根南町１番22―202号
債務者　小川　尚美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７０１号
大阪府守口市南寺方東通５丁目22番31－Ｂ401号
債務者　林　加奈子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７０７号
大阪市都島区御幸町２丁目５番３―303号、前住所大阪府松原市北新町１丁目12番15―105号
債務者　松山　由朋
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７１３号
大阪市東成区大今里南６丁目19番９号　ハイツサンフィルド201号
債務者　水口　孝子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２７号
大阪市城東区諏訪４丁目７－２　ますみ荘８号室、住民票上の住所和歌山市岩橋159番地Ｉマンション201号室
債務者　南川　成康
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２０号
大阪府高槻市高垣町25番１号
債務者　宮田奈津子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５４号
大阪市住之江区西住之江３丁目６番27―208号
債務者　宮本　智美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９９号
大阪府門真市大倉町17番11号
債務者　吉田　一平
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０５号
大阪市城東区鴫野西３丁目４番２―513号
債務者　月本　園子（旧姓尾川・井上）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１８号
大阪市生野区林寺４丁目13番14号　特別養護老人ホーム寿幸苑、住民票上の住所大阪市生野区生野東４丁目７番20号
債務者　今川眞知子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２６２号
大阪市城東区蒲生４丁目２番３号　アヴィタシオンアラガネ503号
債務者　炭山　隆幸
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７３号
大阪市浪速区敷津東３―11―17―201、住民票上の住所奈良県橿原市内膳町４丁目５番８号
債務者　米山　貴子（旧姓辰己）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７７号
大阪府高槻市下田部町１丁目20番34―305号
債務者　山崎　博文
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８１号
大阪府東大阪市古箕輪１丁目14番45―611号、前住所大阪市住之江区粉浜西３丁目１番11―301号
債務者　二宮　　瞳（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２８２号
大阪市住吉区遠里小野４丁目８番９号
債務者　中山　博子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０号
山口県光市虹ヶ浜３丁目16―12　ハイツ藤井101、住民票上の住所山口県光市島田２丁目14番26号
債務者　岡本　正勝
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部